

## 3年次編入学[出願資格予備審査等] よくある質問 Q&A <2024.7 更新>

【出願資格予備審査提出書類について】\*\*\*\*\*

Q 1. 書類が揃わないため、募集要項「3 出願資格予備審査」を申請期間中に申請できません。

(明らかに出願要件を満たしていると思いますので) 出願資格予備審査に申請しなくとも、出願することはできますか？

A 1. 出願資格予備審査の結果、「単位について出願要件あり」と認定された方以外は、出願できません。

また、申請書類が不備の状態では審査できませんので、書類は早めに準備したうえで、必ず、申請期間中に申請してください。[→A 7. 参照]

なお、出願資格予備審査は、あくまで出願時に申請される単位についてのみを事前に審査するものです。それ以外の出願資格については、必ず、募集要項の「2 出願資格」欄を確認してください。

Q 2. 現在履修中の科目について、「単位修得見込証明書」または「登録済であることを示す証明書」を所属機関の事務に依頼したところ、証明書の発行は9月以降でないと発行できない旨言われました。

このままでは、出願資格予備審査の申請期間に間に合わないのでしょうが、どうすればいいですか？

A 2. 出願資格予備審査では、専攻語科目（実習）の単位をすでに16単位以上修得済みの場合を除き、現在履修中の科目、あるいは10月以降に履修予定の科目についても、審査する必要があります。

しかしながら、履修中、又は履修予定の科目がわかる証明書等が、所属機関の都合で発行されない場合にかぎり、「履修科目についての自己申請書（様式③）」を提出していただければ結構です。（「単位修得見込証明書」等については、所属機関から発行され次第、別途提出してください。）

ただし、出願資格予備審査は、申請者の申し出た科目について審査しますので、自己申請書（様式③）に記載された科目が、所属機関発行の証明書記載の科目と異なることが判明した場合は、予備審査結果通知後でも、出願資格、または合格を取り消すこともありますので、十分注意してください。

また、自己申請書（様式③）記載の履修予定の科目が（登録可能人員等の制限で）登録又は履修できなかつた場合は、その事が分かった時点で、学生支援係にご連絡ください。

Q 3. 提出書類「授業の概要がわかるもの」について、具体的に教えてください。

A 3. 出願資格予備審査では、申請のあった科目ごとに審査を行いますので、すべての申請科目について募集要項に記載の書類を用意してください。もしお手元に見当たらない場合は、所属学校の事務室に確認してください。

・シラバス（授業概要を記載したもの）がもし作成されていない場合は、その他授業形態・内容がわかる（明文化された）ものを提出してください。

・「総授業時間数」を確認する資料の例として、学則の『実習については○時間の授業をもって1単位とする』等が記載された箇所、または授業時間が記載された時間割等の写し等が挙げられます。

これらの提出された資料をもとに「総授業時間数」を計算し、本学部では実習科目については30時間の授業をもって1単位とする旨定められていることを踏まえ、認定単位数を算出しています。

よって、総授業時間数が計算できない場合、「専攻語科目（実習）」として認定できる単位数が算出できず、審査ができなくなってしまいますので、総授業時間数が確認できる資料も必ず提出してください。

Q 4. 海外の学校で修得した科目でも、「専攻語科目（実習）」に相当するものとして認めてもらえるのですか。

A 4. 所定の書類を提出していただければ、日本国内の学校で修得した単位と同様に、審査します。提出書類が日本語以外で記載されている場合は、「その書類が何の資料（証明書、シラバス等）か」「審査に必要な情報が記載されている箇所」の日本語訳を添付してください。（全てを日本語訳する必要はありません。）また、どの箇所を日本語訳したかが分かるようにしてください。

なお、用意した書類で問題ないかどうか判断がつかない場合は、学生支援係までお問い合わせください。

**Q 5.** 私の出身大学では『英会話』の授業が一年間開講されていますが、成績証明書ではセメスターごとに成績が記載され、シラバスにおいてもセメスター別に授業内容が記載されています。この場合でも『英会話』は一年間の授業として審査、及び年間の総時間数で単位認定していただけるのでしょうか？

**A 5.** たとえ、年間を通じて開講されている同一名の科目であっても、それが学期ごとに授業概要（シラバス）が作成され、成績が出ている場合は、それぞれ別の科目とみなします。科目ごとに資料を提出していただく必要があります。

**Q 6.** 出願資格予備審査で提出する「授業の概要がわかるもの」について、ある年度だけ特別にオンライン授業を実施したため、シラバス記載の授業内容と異なっています。その場合でも、シラバスの写しでも構わないでしょうか？

**A 6.** オンライン授業がシラバス記載の授業内容と異なる場合は、シラバスではなく、「実際にオンライン授業を行った授業内容がわかるもの」をご提出いただく必要があります。オンライン授業がシラバスの記載内容どおり行われている場合、又はシラバスがオンライン授業内容に沿って修正されている場合は、該当するシラバスを提出してください。

なお、「オンライン授業を行った授業内容がわかるもの」については、WEB等により明文化されたもの、あるいは所属機関（又は担当教員）が証明したものでも結構ですが、志願者本人が記載・証明したものは含みません。このことについては、一度、所属機関にご相談ください。

**Q 7.** 申請提出書類に不備がないかどうか、事前に確認していただくことは可能ですか？

**A 7.** 事前の確認は可能です。確認の際には、事前に学生支援係（最終頁記載）までご連絡の上、窓口に直接提出書類（写しでも可）を持参してください。ただし、あくまで不備書類の有無のみを確認するだけであり、出願資格の有無を確認するものではありませんので、ご注意ください。

【出願資格の「専攻語科目（実習）」に相当する単位 16 単位について】\*\*\*\*\*

**Q 8.** 外国語学部卒業ではない（あるいは、〇〇専攻入学希望だが〇〇語の授業を受けたことがない）ので、語学の授業の修得単位数は 8 单位しか修得していませんが、出願できる方法はありますか？

**A 8.** 出願資格として「専攻語科目（実習）」に相当する単位 16 単位が必要です。

本学外国語学部の科目等履修生制度、あるいは他大学で単位を修得できる制度を利用する等して、16 単位に足りない単位を修得してから出願してください。

**Q 9.** 外国語学部ではない 4 年制大学の学部に在学していて、「専攻語科目（実習）」に相当する単位を 16 単位以上修得するのは極めて難しいのですが、代替措置等はないのでしょうか？

**A 9.** 残念ながら代替措置はありません。本学部では、1 年次及び 2 年次において進級制度を設けており、それぞれ所定の単位数（= 専攻語科目「実習」）を修得していなければ進級できません。（3 年次在学生は全員、専攻語科目「実習」 20 単位以上を修得しております。）

3 年次編入学で入学する学生は、入学後に 16 単位以上の単位の認定手続きを行いますが、仮に 20 単位に満たない単位しか認定されない場合は、入学後に 3 年次の「演習」科目の他に、不足分の単位（= 1・2 年次の専攻語科目「実習」）の修得が必要です。

すなわち、16 単位の単位は、授業レベルや不足分の単位修得への負担を踏まえ、入学後の 2 年間で卒業する場合に予め必要とされる最低限の修得単位ですので、出願要件としております。どうぞご理解ください。

**Q10. すでに他の機関（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）で修得している科目が、「専攻語科目（実習）」に相当する科目であるかどうかわかりません。**

**A10. 修得されている科目それぞれについて、授業の内容、年間の実施時間数をもとに、それが本学の「実習」に相当する科目であるか、審査します。**

例えば、審査の結果、他の大学で「実習」4単位の科目でも、その授業内容・形式が、本学の「専攻語科目（実習）」に相当しない、或いは4単位とは見なされない事もあります。

また、修得済みの科目で、「実習」「演習」「講義」といった形態が不明な場合でも、「専攻語科目（実習）」に相当すると思われる科目は、すべて申請する事をお勧めします。〔提出書類については、**A 3. 参照**〕

**Q11. 留学中の修得単位はどう取り扱われるのでしょうか？**

**A11. 留学中の修得単位が予備審査の対象になるかどうかについては、以下のことにご留意ください。**

- ・ その単位を修得した機関が、現地（その国）における学校教育制度の14年目以上の課程に位置づけられており、かつ、高等学校卒業以降の課程に位置づけられている機関（現地における大学、短期大学等）に該当することが条件です。日本でいう「社会人向けの短期カルチャースクール、会話学校等」に相当する機関での授業科目は、審査の対象となりません。
- ・ 審査を受ける科目は、その機関における正規の授業であることが必要です。例えば正規課程開始前に実施する、現地言語習得を目的とした留学生向けの特別クラスのような正規課程以外の授業は、含みません。  
(ただし、その単位が正規課程授業の履修単位に単位変換される場合は除きます。)

**Q12. 専門学校で修得した単位は、出願資格の単位としてみなされますか？**

**A12. 募集要項「2 出願資格」(3)に該当する専修学校であれば審査の対象となります。ただし、出願に際しては、出願資格(3)①及び②であることを証明する書類をすべて提出してください。**

**Q13. 出願資格(1)～(7)のいずれかを満たしたとして、出願資格予備審査の対象となる単位は、その機関の正規生としての在学中に修得した単位のみでしょうか？**

**A13. 正規生でなくとも（例えば、「科目等履修生」であっても）募集要項の「2 出願資格」の各号に明記されている機関（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）で正規の授業として修得した単位であれば、全て審査の対象となります。**  
(例：出身大学（短期大学）、又は出身大学と別の大学（短期大学）等で「科目等履修生」として修得した単位でも、出願資格16単位又は、その一部として申請は可能。)

**【出願資格の学歴について】\*\*\*\*\***

**Q14. 韓国の正規課程を12年修了し、韓国で進学した専門学校（外国語系ではない）を今年卒業し、韓国での正規課程14年を修了する予定です。その後大阪大学で3年次編入を受験したいのですが、受験資格は得られないですか？**

**A14. 韓国の正規課程12年を修了されたという事は、日本における「高等学校卒業」と同じ位置づけです。**

その後、現在専門学校に在籍中という事ですが、その学校が韓国における正規の短期大学卒業と同じ位置づけの専門学校であれば、2年間の修了時点で、正規課程14年修了とみなす事ができます。

また、韓国の専門学校および海外の語学学校が前述の通り位置づけられていれば、その間に修得した外国語科目（実習）の単位は、出願資格予備審査に申請していただく事が可能です。

【海外の大学等で取得した単位について】\*\*\*\*\*

Q15. 海外の機関で修得した（全て、又は一部の）単位でも出願要件として認められますか？

A15. その機関が、現地の学校教育制度において現地の短期大学相当以上の機関と位置づけられている場合に限り、この機関で正規の学生として在籍し、正規の単位修得がなされていれば、問題ありません。

なお、申請の際には、「該当の機関が、現地の学校教育制度において現地の短期大学相当以上の機関」であることが分かる書類も併せて提出してください。（機関発行の証明書、又は「機関案内書」の該当頁の写しでも可。）

また、提出書類には、必ず「日本語訳」を添付してください。[→A 4. 参照]

Q16. 海外の大学の単位数は、そのまま同じ単位数で認定されますか？

A16. 海外の機関のみならず、日本の機関であっても単位数はすべて、授業内容及び総授業時間数をもとに、文部科学省で定められた単位数に換算します。（A 3. の書類を提出していただくのは、そのためです。）

例えば、ある「専攻語科目（実習）」について、成績証明書に4単位と記載されていたとしても、必ずしも4単位として認定されるとは限りませんので、ご注意ください。[→A 10. 参照]

Q17. 韓国大学を卒業しましたが、授業は全て韓国語で行われており、韓国語については自信があります。

外国語系の大学でないため、外国語科目（韓国語）としては単位を修得していませんが、この場合、外国語科目以外の単位でも「専攻語科目（実習）」単位として申請することは可能でしょうか。

A17. 韓国語で行われていた科目であっても、その内容が韓国語の習得を目的とした内容のものでなければ、「専攻語科目（実習）」単位としては申請できません。

（例を挙げますと、「統計学」科目的場合、授業は韓国語で行われていますが、授業内容は「統計学」を学ぶためのものであり、韓国語習得を目的としているものとはみなせません。）

ただし、審査の結果、授業の内容から「専攻語科目（実習）」相当（＝韓国語の習得を目的とした内容）の授業と認められることもありますので、その内容が「実習」と思われる科目についてはすべて申請することをお勧めします。[→A 10. 参照]

【在学期間について】\*\*\*\*\*

Q18. 現在、4年制大学の2学年に在学中で、過去に数ヶ月間休学しています。この場合でも、出願できますか？

A18. 募集要項「2 出願資格」(4)の「日本の大学に2年以上在学」というのは、編入学する4月の時点で「2年次課程（又はそれ以上の課程）を修了している」ということです。休学期間が含まれる場合は、在籍年次は2年次であっても、上記の条件を満たさなくなるので、この場合は、出願することはできません。（ただし、1年次から進級制度、あるいは「飛び級」等の制度がある大学はこの限りではありません。）

このことについては、在籍大学に確認することをお勧めします。

Q19. （編入学の時点で）大学で2年以上「在学」ではないが、出願資格に書いてある『専攻語科目（実習）』に相当する単位を16単位以上すでに修得していると思われる所以、受験を認めてほしい。

A19. 修得済の単位にかかわらず、在学されている4年制の大学で2年以上の課程を修了している（見込み含む）必要がありますので、認められません。

Q20. 外国の4年制大学の3年次の途中で退学しました。出願資格はありますか？

A20. 募集要項「2 出願資格」(6)の「学校教育における14年以上の課程を修了」というのは、日本における小・中・高等学校の課程、あるいは外国での学校教育課程の12年に加えて4年生大学の2年次課程（注：在籍学年ではありません→「A 18」を参照）、又は短期大学の2年次課程を修了しているということです。質問者の場合、4年生大学の2年次課程を修了しているのであれば、出願できます。

Q21. それでは、最終学歴が「2年次の途中での退学」の場合は、どうでしょうか？

A21. 募集要項「2 出願資格」(6)の「学校教育における14年以上の課程を修了」したことにはなりませんので、出願資格はありません。

【志願する専攻語について】\*\*\*\*\*

Q22. 在籍した大学では「英語」の単位しか修得していませんが、「英語」以外の専攻へ出願はできますか？

Q22. 「英語」以外の単位を修得していなければ、「英語」専攻以外の専攻には出願できません。

また、「英語」専攻を出願される場合でも、別途、出願要件（英語外部検定試験の受験）が設けられていますのでご注意ください。

（募集要項「6 出願に当たっての留意事項」の※1、及び「8 英語外部検定試験の利用について」参照）

Q23. 語学の授業を、「フランス語」の実習科目は14単位しか修得していませんが、「英語」の実習科目を4単位修得しています。併せて18単位として、フランス語専攻、或いは英語専攻へ出願はできますか？

A23. フランス語専攻にも英語専攻にも出願することはできません。「専攻語科目（実習）に相当する単位」は、16単位以上全てが、出願する専攻語と同一言語であることが必要です。

★ その他、3年次編入学試験についてご質問・ご照会等があれば、メールにてお問合せください。内容確認のうえ回答いたします。

【外国語学部 箕面事務部 学生支援係（箕面キャンパス外国学研究講義棟2階）】

◎ 窓口受付時間 9:00~11:15／12:15~17:00

(土・日・祝日・年末年始は休み)

◎ [jinbun-minoh-shien@office.osaka-u.ac.jp](mailto:jinbun-minoh-shien@office.osaka-u.ac.jp)